

第十三回 参議院地方行政委員会會議録第十八号

昭和二十七年三月十八日(火曜日)午前
十時四十六分開会

委員の異動

三月十四日委員北村一男君辞任につき、その補欠として愛知縣一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 西郷吉之助君
- 理事 堀 末治君
岩木 哲夫君
- 委員 石村 幸作君
愛知 揆一君
高橋進太郎君
岡本 愛祐君
若木 勝藏君
原 虎一君
林屋龜次郎君
石川 清一君

政府委員

- 全国選挙管理委員会事務局長 吉岡 恵一君
- 国家地方警察本部部長官 齋藤 昇君
- 本部刑事部長 中川 董治君
- 事務局側
常任委員 福永亨一郎君
会専門員
常任委員 武井 群嗣君
会専門員

本日の会議に付した事件

○ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選挙管理委員会

員会關係諸命令の廢止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察關係命令の措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(西郷吉之助君) それでは只今より委員会を開会いたします。先ず第一に御報告申し上げますが、本日の理事会でできましたことを御報告いたします。御承知のごとく現在二法案が本付託になっておりますので、この警察關係並びに選挙關係の法案について本日これから質疑をいたします。が、質疑が終了しましたならば、討論採決したいと思っております。では只今国警が参つておりますから、第一にボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く警察關係命令の措置に關する法律案について御質疑をお願いいたします。

○委員長(西郷吉之助君) それでは只今より委員会を開会いたします。先ず第一に御報告申し上げますが、本日の理事会でできましたことを御報告いたします。御承知のごとく現在二法案が本付託になっておりますので、この警察關係並びに選挙關係の法案について本日これから質疑をいたします。が、質疑が終了しましたならば、討論採決したいと思っております。では只今国警が参つておりますから、第一にボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く警察關係命令の措置に關する法律案について御質疑をお願いいたします。

○委員長(西郷吉之助君) それでは只今より委員会を開会いたします。先ず第一に御報告申し上げますが、本日の理事会でできましたことを御報告いたします。御承知のごとく現在二法案が本付託になっておりますので、この警察關係並びに選挙關係の法案について本日これから質疑をいたします。が、質疑が終了しましたならば、討論採決したいと思っております。では只今国警が参つておりますから、第一にボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く警察關係命令の措置に關する法律案について御質疑をお願いいたします。

いう氣持でおりはせんかと思ひますので、そういうものが登録をお願いした場合はどうなるか、これには罰則もあつて三年以下の懲役又は五万円以下の罰金ということになっておりますが、私は祖先からもちつたものに対する愛着心、そういうようなことから善意で持つておつたもの、こういうものが届出ました際には、やはり親心から、それはもう罰則など適用することなく喜んで登録して頂けるかどうか、そういう点について一つ所見を伺います。

○政府委員(齋藤昇君) 只今お尋ねの点につきましては考へべき点が二点あるのではありませんか。一つは善意で届出るのを忘れておつた、或いは気が付かなかつたという場合に、届出た場合に罰則の適用を受けて処罰せられるかどうかという点、それから今後合法的に登録して所持できるかどうか、この二つの点があると考えます。罰則の点につきましては、これは只今もお尋ねのようにおつたとか、或いはそう懸念でなかつたが諸事にまぎれて忘れておつたという人たちが相当まだ私は多いだろうと考へております。従ひまして、そういう意味合で特に懸念持つて、それで何らかの爲にしようというようなことでないならば、そして自発的に届出て来られるならば私は処罰をすべきでないと考えております。むしろ私らのほうから呼びかけまして、そういう場合には、善意で持つておられたかたは処罰をしないから届出てもらいたいという呼びかけをして、合法的に持つてよろうに、そういう一種の運動といつては語弊がありますが、強い呼びかけをいたしたいと只今私どもは考へておるところであります。さような場合には私のほうは処罰をするような意圖はありません。全国的にそういう扱いに今までもいたしておりましたが、今後もし、近い機会を捉えて更にそれを強く呼びかけて見たいと、かように考へておるのであります。そしてその場合に美術的の価値ありとして登録をし、合法所持ができるかどうかという点であります。刀剣類の登録につきましては、これは類似する美術品というだけではなくて、その家に関する由緒がある、お嫁入りのときに持つて来たとか、或いは親から譲られたものとか、何らかのやはり私は由緒に類似するものがある程度に、現在では殆んどまあ例外のない程度にそういう意味で登録をいたしております。従つて登録の点も私は殆んど例外なく御心配なく登録ができ、合法的に所持ができるかと考へておるのであります。お尋ねの点はありませんでしたが、拳銃につきましては、これは合法的所持はできないのであります。拳銃につきましても、届出るに於いて善意で忘れておつた、或いは意つていた、今になつて拳銃を持つておられますというのを如何にも工合が悪い、或いは処罰をされる虞れがあるというので届出を心ならずも意つておられるという人もあるであらうと考へておるのであります。拳銃と銃砲と刀剣を合せまして、近い将来に善意で届出られたかた、善意で所持しておられたかたは処罰はしない。刀剣についてはできるだけ殆んど例外なく更に合法的に登録をし、所持ができる、こういう措置にいたしたいと考へておる次第であります。

○委員長(西郷吉之助君) 只今の長官の御意見でよくわかりましたが、この登録は文化財保護委員会であることになつておると思ひますが、今の長官の仰せ通り、文化財保護委員会も同意見であると思ひます。よろしいでしょうか。

べきだと考えております。現在もそういう扱いにいたしておる次第であります。

○岡本愛祐君 それでは入国に当つて私関とか、そういうところで所持品を調べるときに、その拳銃関係も調べることになりませんか。

○政府委員(齋藤昇君) さようでござります。

○委員長(西郷吉之助君) 他に御質疑ございせんか……。それでは先ほど理事会でございました通り、質疑がございせんでしたら、只今審議中のこの警察関係の法案を採決して参りたいと考えております。只今御出席の、この席においでになるかたは割合少いのでございしますが、半数登院しておりますので、今採決の前にお集まりを願う間、もう一つの選挙関係をいたしましょうか。

○委員長(西郷吉之助君) それでは只今のポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律案につきまして、御質疑は尽きたものと考えて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) 御異議ないと存じます。それではほかのかたにおいてを願う間、この問題をちよつとこのままにしておきまして、その間にも一つの選挙関係の法案の説明は先般終了しましたが、質疑がその際ございせんでしたが、これは極めて簡単な法案でございしますから、この際質疑をして頂きたいと思ひます。質疑が尽きましたら、同時に上げてもらいたいと考えております。

○岡本愛祐君 この前の委員会、牧野全国選挙管理委員会委員長から政府の選挙制度調査会ですか、そこで検討してまとめた衆議院議員の選挙法案と申しますか、それについての御報告、御説明があつたのであります。そこでその速記録を読みますと、牧野委員長においては、選挙管理委員会というものをやはりサービス機関だといふふうを考へておられるのですが、全国選挙管理委員会が本気でそういうことを考へておられるのですか、どうですか。それをちよつとお伺ひいたします。

○政府委員(吉岡憲一君) そういうふうに考へております。

○岡本愛祐君 そのサービス機関といふのはどういふ意味なんですか。どういふことによつては非常に語弊があるのですが、どういふ意味でサービス機関といふように考へられたのか、それをお伺ひいたしたい。

○政府委員(吉岡憲一君) これは多少従来の選挙管理と言いますか、選挙取締と申しますか、そういうところとまあ根本的に、根本的と申しますか、考へ方を変えて行く、選挙は取締るといふような考へ方でなく、むしろやはり国民が投票をする、それがうまく行くという意味で、従来よく委員長の申されるような意味で、従来よく委員長の申される何か監督、取締りということでない気が持てやつて行く、まあ選挙管理委員会並びに事務当局の心構えを主としておるに、実は委員長は考へておられると思ひますし、我々もそういうふうを考へてやつておるわけです。

○岡本愛祐君 選挙管理委員会が民主的な機関であるべきことは当然のこと

でありまして、従来といへども新憲法下の選挙のあり方、選挙管理委員会のあり方というものは、只今おつしやつたような心構えでなければならぬと思つております。現にそういうこと、今までもやつておられたと私は信じております。ところがそれを大にしてサービス機関であると言われることは私は非常に語弊があると思つておる。私は選挙を公平厳正に執行して行く機関という意味であらうと思つておる。つまり公平な、英語で言えば公平なアンパイアでなければならぬと私も思つておる。その点はどうか。

○政府委員(吉岡憲一君) やはり本質的には今岡本委員の仰せの通りであります。ただそういうことを特に申しましたのは、選挙管理委員会或いは事務当局の心構えとして特に強く申された。選挙のときによりまして、やはり従来の考へ方の弊を矯めるためにいろいろ申すことがありますので、そういう意味で特に強調されたことと思ひます。

○岡本愛祐君 私なせこんなことを言うかという、サービス機関と言つて誤解が起ると思つておる。それはサービスするのだから、成るべく親切にしなければならぬ、そこまではいいと思つておる。ところが投票に当つてはいまいな投票がある。併し成るべくこれはサービスだから有効にして上げようというふうな心構えでやられちや私はたまたまなと思つておる。厳正公平な立場に立つてということに離れて、そのあいまいな投票をサービスして、成るべく有効にしてしまふということになりますと、これは非常に不公平が私は起ると思つておる。参議院

院全国区なんかにおいて、或る県では非常にサービスをよくする、今言つたようにみんなサービスするということになると、私は大変な結果が起ると思つておる。そういう点は十分よく弁えられて、本質的には公平なアンパイアであるということに離れておらなくては困ると思つておる。その点を特に強く心構えとして申上げておきたい。今の改正案はどうなるかわかりませんが、全国選挙管理委員会並びに都道府県の選挙管理委員会等は現存するのでありますから、その本質等を忘れぬようにお願いしたいと思つておる。それから実はあの日は出席しておれば、牧野さんとその議論をやりた

と思つたのですが、丁度あいにくほかの委員会に出席しておつて欠席したものでありますから、できなかつたのであります。併しまああれを流れておる考へ方は必ずしも反対ではありませんが、すべて物事が大袈裟過ぎると私は思つておる。今までの公職選挙法というふうなものには非常にいけないものだというふうな立場に立たれる。あの公職選挙法は御存じの通り、参議院、衆議院の衆智を押しつてまゝ上げたのであります。牧野さんの批評になつておるようなことは十分我々も念頭に置いて、あれを作り上げたのである。それを作

り上げた結果、実質的に悪い面も出て来ます。だからその悪い面を改めるといふのであれば、それは私もはやぶさかではないのであります。ところが根本がいけないというふうな議論をしておられる。又折角まゝ上げた公職選挙法をばらばらにしてしまつて、参議院議員の選挙法とか、衆議院議員の選挙法とか、いろ／＼まち／＼にして

しまふというようなことを直ちにやられるというふうなことは、どうも私どもは納得ができませんのであります。いろ／＼な案をお作り頂くことは非常に結構であります。併し牧野さんと時代を隔たつておる新しい国会の議員が、何も牧野さんの御批評になつておるような無考でその選挙法を作り上げておるといふようなことが前提になつておれば、とんでもない私に間違いだと思つておる。私はその点を今度牧野さんの出席を求めて改めて申上げるつもりであります。けれども、よくあなたからも言つて頂きたいと思ひます。

○政府委員(吉岡憲一君) 今のお話の、前段のお話であります。我々選挙管理委員会が公平なる審判官でなければならぬといふことは、これはもう本當にそう考へておるべきだと考へておる。それから投票の有効、無効のお話がありましたが、これは我々は公平に考へるべきであるといふことの前提の下に、ただ六十七条に入つておられます。「選挙人の意志が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならぬ」、その意味においては、我々は有効にするようにといふ考へを持つております。

○岡本愛祐君 それは勿論のことです。併しサービスと言つて、その条文に当らんものでもやつてしまふ。その結果、島根県における横内氏のようなことが起つて来る、そういうことが起り勝ちだといふことを申すのであります。それであれば最高裁判所まで行つて、やはりやり過ぎだといふことになつたのであります。併しやり過ぎ

なつたのであります。併しやり過ぎ

第六節 削除

第二百九条から第二百三十五条まで削除
第二百五十五条第一項及び第二百八十七條第一項中「第二十一條ノ二」を「第二十一條ノ三」に改める。
第二百九十五條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村は、前項第三号の者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族で所得税法第十一条の二の規定の適用を受ける者（不具者、未成年者、六十五年以上の者又は寡婦である者を除く）を有する場合においては、前項第三号の規定にかかわらず、同号の者に市町村民税を課することができる。
第二百九十六條中「及び木船保険組合」を、「船主責任相互保険組合及び木船相互保険組合」に、「森林法（明治四十年法律第四十三号）」を「森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）」に改め、「若しくは連合会」の下に「及び信用金庫若しくは信用金庫

連合会」を加える。
第三百四條中「同法第四十九條第五項」を「同法第四十九條第六項」に改める。
第三百十二條第二号を次のように改める。
二 所得税法第十一条の二第一項後段の規定の適用を受ける者で、その者と生計を一にする配偶者その他の親族の経営する事業から受ける所得以外の所得を有しない者
第三百十三條第五項中「百分の十五」を「百分の十二・五」に、「百分の十六」を「百分の十五」に改める。
第三百十四條の次に次の一項を加える。
（昭和二十七年度分の市町村民税に係るこの法律の適用）
第三百十四條の二 昭和二十七年

条 項	読み替えられる規定	読み替える規定
第二百九十七條	所得税法	所得税法及び所得税法の臨時特例に関する法律（昭和二十六年法律第二百七十三号）
第三百四條	同法第四十九條第六項	所得税法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第 号）による改正前の所得税法第四十九條第五項

5 市町村の指定した特別徴収義務者が国の機関である場合における第三百二十七條第一項の規定の適用については、当該特別徴収義務

者（昭和三十三條第一項中「百分の十五」を「百分の十二・五」に、「百分の十六」を「百分の十五」に改める。
第三百十四條の次に次の一項を加える。
（昭和二十七年度分の市町村民税に係るこの法律の適用）
第三百十四條の二 昭和二十七年

条 項	読み替えられる規定	読み替える規定
第二百九十七條	所得税法	所得税法及び所得税法の臨時特例に関する法律（昭和二十六年法律第二百七十三号）
第三百四條	同法第四十九條第六項	所得税法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第 号）による改正前の所得税法第四十九條第五項

6 市町村は、第四項の金融機関と

して郵便官署を指定しようとする場合においては、郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）第五十八條に規定する公金に関する郵便振替貯金に加入しなければならぬ。
第三百二十七條第一項中「百元（百元未満の端数があるときは、これを切り捨てる）」について「四角の割合を乗じて計算した金額」を「百元（百元未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同様とする。）」について「四角の割合を乗じて計算した金額（当該税額のうち第十六條の六第一項の規定によつて徴収猶予を受けた税額がある場合においては、当該徴収猶予を受けた税額については、その徴収猶予を受けた期間に応じ、当該徴収猶予を受けた税額百円について一日二銭の割合を乗じて計算した金額）」に改める。
第三百三十三條第一項中「第二十一条ノ二」を「第二十一条ノ三」に改める。
第三百四十三條に次の一項を加える。
6 都市計画法（大正八年法律第三十六号）又は特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）による土地区画整理の施行に係る土地については、法令又は規約等の定めるところによつて換地予定地その他の仮に使用し、又は収益することができるとする土地（以下本項及び第三百八十一条第七項において「換地予定地」と総称する。）の指定があつた場合においては、当該指定があつた日から換地処分認可の告

示がある日までの間は、当該換地予定地に対応する従前の土地について土地台帳又は土地補充課税台帳に所有者として登録されている者をもつて当該換地予定地に係る第一項の所有者とみなし、換地処分の認可の告示があつた日から換地の交付を受けた者が当該換地に係る所有者として土地台帳に登録される日までの間は、当該換地の交付を受けた者をもつて当該換地に係る第一項の所有者とみなすことができる。
第三百七十五條第一項中「第二十一条ノ二」を「第二十一条ノ三」に改める。
第三百八十一条に次の一項を加える。
7 市町村長は、第三百四十三條第六項の規定に基いて換地予定地又は換地に係る同条第一項の所有者とみなされる者に対して固定資産税を課する場においては、地方財政委員会規則で定める様式によつて、当該換地予定地又は換地の所有者とみなされる者の住所、氏名又は名称並びにその所在、地目、地積及び価格を別紙に登録して、これを当該換地予定地又は換地に対応する従前の土地が登録されている土地課税台帳又は土地補充課税台帳に添附しなければならない。この場合においては、当該従前の土地については、第一項及び第二項の規定にかかわらず、土地課税台帳又は土地補充課税台帳に価格を登録することを要しないものとし、当該土地課税台帳又は土地補充課税台帳に添附した別紙

は、この法律の規定の適用については、土地補充課税台帳とみなす。
第四百三十三條第一項中「地方財政委員会」を「道府県知事又は地方財政委員会」に改める。
第四百四十四條中「又は地方財政委員会」を「道府県知事又は地方財政委員会」に改める。
第四百四十五條第一項中「同月十日」を「同月二十日」に、「三月十一日」を「三月二十一日」に改める。
第四百四十六條の二第一項中「同月十日」を「同月二十日」に改める。
第四百四十九條第三項中「十日間」を「二十日間」に改める。
第四百五十八條第一項中「四月十日」を「四月三十日」に改める。
第四百五十九條の二中「八月十日」を「八月三十一日」に改める。
第四百六十二條中「第四百六十六條」の下に「第四百六十六條の二」を加える。
第四百六十三條第一項中「二十日」を「三十日」に改める。
第四百六十一條第一項及び第四百八十三條第一項中「第二十一条ノ二」を「第二十一条ノ三」に改める。
第四百九十七條第二項中「第四百九十四條第二項」を「第四百九十五條第二項」に改める。
第五百十一條第一項及び第五百四十三條第一項中「第二十一条ノ二」を「第二十一条ノ三」に改める。
第五百五十一條第一項中「価格」を「価格又は容積」に改める。
第五百五十二條中「木材引取税の標準税率は、」を「価格を課税標準として課する場における木材引取税

は、この法律の規定の適用については、土地補充課税台帳とみなす。
第四百三十三條第一項中「地方財政委員会」を「道府県知事又は地方財政委員会」に改める。
第四百四十四條中「又は地方財政委員会」を「道府県知事又は地方財政委員会」に改める。
第四百四十五條第一項中「同月十日」を「同月二十日」に、「三月十一日」を「三月二十一日」に改める。
第四百四十六條の二第一項中「同月十日」を「同月二十日」に改める。
第四百四十九條第三項中「十日間」を「二十日間」に改める。
第四百五十八條第一項中「四月十日」を「四月三十日」に改める。
第四百五十九條の二中「八月十日」を「八月三十一日」に改める。
第四百六十二條中「第四百六十六條」の下に「第四百六十六條の二」を加える。
第四百六十三條第一項中「二十日」を「三十日」に改める。
第四百六十一條第一項及び第四百八十三條第一項中「第二十一条ノ二」を「第二十一条ノ三」に改める。
第四百九十七條第二項中「第四百九十四條第二項」を「第四百九十五條第二項」に改める。
第五百十一條第一項及び第五百四十三條第一項中「第二十一条ノ二」を「第二十一条ノ三」に改める。
第五百五十一條第一項中「価格」を「価格又は容積」に改める。
第五百五十二條中「木材引取税の標準税率は、」を「価格を課税標準として課する場における木材引取税

の標準税率は、「に改め、同条に次の一項を加える。

2 容積を課税標準として課する場
合における木材引取税の税率は、
前項の税率による場合における負
担と著しく均衡を失ふることな
いように定めなければならない。
第五百七十四条第一項中「第二十
一条ノ二」を「第二十一条ノ三」に改
める。
第三章第八節を次のように改め
る。

第八節 削除
第五百八十五条から第六百十八
条まで 削除

第六百三十八条第一項中「第二十
一条ノ二」を「第二十一条ノ三」に改
める。
第三章第十節を次のように改め
る。

第十節 削除
第六百四十八条から第六百六十八
条まで 削除
第六百九十七條第一項中「第二十
一条ノ二」を「第二十一条ノ三」に改
める。

第七百三十三條の二第一項中「市町村」
を「市町村(一部事務組合を設けて国
民健康保険を行う場合においては、
当該組合に加入している市町村)」
に、「費用を」費用(国民健康保険を
行う一部事務組合に加入している市
町村)にあつては、当該組合の国民健
康保険に要する費用の分賦金)に改
め、同条第二項中「百分の七十に相
当する額」を「百分の七十に相当する
額(国民健康保険を行う一部事務組
合に加入している市町村)にあつて
は、当該金額のうち当該市町村の分

賦金の額)に改め、同条第五項中
「一万五千元」を「三万円」に改める。
第七百三十三條第一項中「第二十
一条ノ二」を「第二十一条ノ三」に改め
る。

第六章 昭和二十五年及及び昭
和二十六年年度において課する事業税
及び特別所得税を第六章 昭和二十
五年年度、昭和二十六年年度及び昭和
二十七年年度において課する事業税及
び特別所得税に改める。
第七百四十條の見出し中「及び昭
和二十六年年度分を、昭和二十六年
年度分及び昭和二十七年年度分」に改
め、同条第一項中「及び昭和二十六
年度分を、昭和二十六年年度分」に
「に限り、」を「及び昭和二十七年
年度分(法人にあつては昭和二十七年一
月一日の属する事業年度から昭和二十
八年一月一日の属する事業年度の
直前の事業年度までの間の事業年度
分)に限り、」に改め、同条第二項
中「昭和二十六年十二月三十一日」を
「昭和二十七年十二月三十一日」に、
「昭和二十六年年度分」を「昭和二十
七年度分」に改める。

第七百四十二條第一項但書中「に
ついては、この限りでない。」を「又
は証券投資信託(証券投資信託法、昭
和二十六年法律第九十八号)第二
条第一項に規定する証券投資信託を
いう。以下同様とする。の信託財
産について生ずる所得については、
この限りでない。」に改める。
第七百四十三條第六号中「及び連
合会」の下に「並びに信用金庫及び信
用金庫連合会」を加える。
第七百四十四條第一項中「直前の
事業年度までの間の各事業年度」を

「直前の事業年度までの間、昭和二十
七年度にあつては昭和二十七年一
月一日の属する事業年度から昭和二十
八年一月一日の属する事業年度の
直前の事業年度までの間の各事業年
度」に、「昭和二十五年中における事
業の所得」を「昭和二十五年中、昭和
二十七年年度にあつては昭和二十六年
中における事業の所得」に改め、同
条第四項中「又は昭和二十六年一月
一日から十二月三十一日まで」を
「昭和二十六年一月一日から十二
月三十一日まで」に又は昭和二十七年
一月一日から十二月三十一日まで
に」に改め、同条第六項中「合同運用
信託」を「合同運用信託又は証券投資
信託」に改め、同条第七項中「解散当
時の払込株式金額又は出資金額」を
「解散の時ににおける資本又は出資の
金額」に改め、同条第八項を次のよ
うに改める。

8 法人が合併した場合において、
合併に因り消滅した法人(被合併
法人)という。以下本項において
同様とする。の株主、社員又は
出資者が合併後存続する法人又は
合併に因り設立した法人(合併法
人)という。以下本項において同
様とする。から合併に因り取得
する株式又は出資に対応する当該
合併法人の資本又は出資の金額及
び金銭の額の合計金額が被合併法
人の合併の時ににおける資本又は出
資の金額及び積立金額の合計金額
をこえるときは、そのこえる部分
の金額は、これを被合併法人の清
算所得とみなす。
同条第九項中「昭和二十六年一月
一日から事業廃止の日まで」を「昭和

二十六年一月一日から事業廃止の日
まで、昭和二十七年年度にあつては昭
和二十六年中又は昭和二十七年一
月一日から事業廃止の日まで」に、
「必要な経費を控除した金額」を「必
要な経費及び十二月分として三万八
千円を控除した金額」に改め、同条
第十三項但書中「一年以内」を「一年
以内(法人税法第二十五条第一項の
青色申告書の提出を認められている
法人にあつては二年以内)」に改め
る。
第七百四十七條の二の見出し中
「事業」を「事業又は業務」に、「事業
税額」を「事業税額等」に改め、同条
に次の一項を加える。
2 個人が第一種事業又は第二種事
業と第七百七十六條第一項に規定
する第一種業務又は第二種業務と
をあわせて行う場合においては、
その納付すべき事業税又は特別所
得税の課税標準とすべき所得金額
は、これらの事業又は業務を通じて
算定した総収入金額から必要な
経費及び十二月分として三万八千
円を控除した額をそれぞれ総売
上金額にあん分した額とする。
第七百四十八條を次のように改め
る。
第七百四十八條 削除
第七百四十九條第一項中「昭和二
十六年一月一日から事業廃止の日ま
で」を「昭和二十六年一月一日から事
業廃止の日まで、昭和二十七年年度に
ついては昭和二十六年中又は昭和二
十七年一月一日から事業廃止の日ま
で」に改める。
第七百五十條中「昭和二十六年
度分」を「昭和二十六年年度分及び昭和二

十七年度分」に改める。
第七百六十二條の二の次に次の一
項を加える。
(同族会社の行為又は計算の否認)
第七百六十二條の三 道府県知事
は、前条第一項から第三項までの
規定によつて課税標準額又は税額
の更正又は決定をする場合におい
て、同族会社の行為又は計算でこ
れを容認した場合においては事業
税の負担を不当に減少させる結果
となることを認められるものがある
ときは、その行為又は計算にかかわ
らず、道府県知事の認めるところ
によつて、当該同族会社の課税標
準額又は税額を計算することがで
きる。

2 前項の同族会社とは、法人税法
第七條の二第一項の同族会社をい
い、同族会社であるかどうかの判
定は、前項の行為又は計算の事実
のあつた時の現況によるものとす
る。
第七百六十三條の三第一項中「百
円(百円未満の端数があるときは、
これを切り捨てる。)」について一日四
銭の割合を乗じて計算した金額)を
「百円(百円未満の端数があるとき
は、これを切り捨てる。以下本項に
おいて同様とする。)」について一日四
銭の割合を乗じて計算した金額(当
該税額のうち第十六條の六第一項の
規定によつて徴収額を受けた税額
がある場合においては、当該徴収額
を受け付けた税額については、その徴
収額を受けた期間に応じ、当該徴
収額を受けた税額百円について一
日二銭の割合を乗じて計算した金
額)に改める。

第七百五十五條中「昭和二十六年
度分」を「昭和二十六年年度分及び昭和二
十七年度分」に改める。

第七百五十五條中「昭和二十六年
度分」を「昭和二十六年年度分及び昭和二
十七年度分」に改める。

第七百五十五條中「昭和二十六年
度分」を「昭和二十六年年度分及び昭和二
十七年度分」に改める。

第七百五十五條中「昭和二十六年
度分」を「昭和二十六年年度分及び昭和二
十七年度分」に改める。

第七百五十五條中「昭和二十六年
度分」を「昭和二十六年年度分及び昭和二
十七年度分」に改める。

第七百六十九條第一項中「第二十一條ノ二」を「第二十一條ノ三」に改める。

第七百七十七條第一項中「昭和二十五年中における業務の所得」を「昭和二十五年中、昭和二十七年中における業務の所得」に改め、同條第二項中「又は昭和二十六年一月一日から十二月三十一日まで」を「昭和二十六年一月一日から十二月三十一日まで」に改め、同條第三項中「昭和二十六年一月一日から業務停止の日まで」を「昭和二十六年一月一日から業務停止の日まで、昭和二十七年中又は昭和二十七年一月一日から業務停止の日まで」に、「必要な経費を控除した金額」を「必要な経費及び十二月分として三万八千円を控除した金額」に改める。

第七百八十條を次のように改める。

第七百八十条 削除
第七百八十一条中「昭和二十六年度分」を「昭和二十六年度分及び昭和二十七年年度分」に改める。

第八百条第一項中「第二十一条ノ二」を「第二十一条ノ三」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、市町村民税に関する改正規定中法人税割に関する部分については昭和二十七年一月一日の属する事業年度分から、その他の部分については昭和二十七年年度分の地方税から適用する。

2 昭和二十六年度分以前の地方税

(市町村民税の法人税割にあつては、昭和二十七年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の分)については、なお、従前の例による。

3 昭和二十七年一月一日から同年三月三十一日までの間において事業年度が終了する法人の当該事業年度の所得に係る事業税並びに当該期間中に事業年度が終了する法人で同年五月三十一日以前に残余財産を分配するもの当該事業年度の清算所得に係る事業税及び当該期間中に合併に因り消滅した法人の清算所得に係る事業税については、地方税法第七百五十四條の二第一項第一号中「各事業年度の終了の日から二月」とあり、又は同項第二号中「残余財産が確定した日からその分配の日の前日までの間」及び「各分配に係る残余財産が確定した日からその分配の日の前日までの間」並びに同項第三号中「合併の日から二月」とあるのは、「昭和二十七年四月一日から同年五月三十一日まで」と読み替えるものとする。

4 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の事業に対する事業税又は事業税附加税(旧地方税法(昭和二十三年法律第百十号)の規定によつて課すべき都市計画税道府県税独立税割のうち事業税に係る部分を含む。以下同様とする。)のうち昭和二十六年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の事業年度に係る分で、この法律施行の日において、主たる事務所又は事業

所在地の道府県知事が当該法人の当該事業年度に係る所得金額(清算所得金額を含む。以下同様とする。)の総額を決定していないものであつて、昭和二十七年九月三十日までに当該事業税又は事業税附加税の納税義務者である法人が当該事業税又は事業税附加税に係る事業年度分の法人税として法人税法の規定によつて申告し、又は更正若しくは決定を受けた法人税額があるものについては、当該道府県知事は、地方税法附則第三項及び地方税法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第九十五号)附則第二項の規定にかかわらず、昭和二十七年十月三十一日(政令で定める特別な事由がある場合においては、当該事由が消滅した日から六月を経過した日)までに、当該法人税額の計算の基礎となつた所得金額に基いて当該事業税に係る所得金額の総額を仮に決定し、当該所得金額の総額に基いて関係道府県が課すべき事業税の課税標準である所得金額を仮に定め、当該所得金額(仮課税標準額)という。以下同様とする。

百六十四條の二第三項の規定の例による徴税令書を交付して、仮に事業税又は事業税附加税を徴収しなければならない。

5 主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、前項の規定によつて所得金額の総額を仮に決定した場合においては、昭和二十八年十二月三十一日までに、その調査したところによつて、所得金額の総額及び関係道府県において課すべき事業税の課税標準である所得金額を決定し、当該所得金額(課税標準額)という。以下同様とする。を関係道府県知事に通知するものとし、関係道府県は、当該課税標準額に基いて事業税を課し、当該関係道府県知事は、当該事業税額に基いて関係市町村において課すべき事業税附加税の課税標準である本税額を定め、当該本税額(「本税額」という。以下同様とする。)を関係市町村長に通知するものとし、関係市町村は、当該本税額に基いて事業税附加税を課さなければならない。

8 第四項の規定によつて仮に徴収する事業税及び事業税附加税の賦課徴収については、旧地方税法(昭和二十三年法律第百十号)第一章の規定又は地方税法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第九十五号)による改正前の地方税法第一章及び第六章第二節の規定の例によらなければならない。但し、旧地方税法第二十五条の規定の例によつて徴収する延滞金については、同条の規定にかかわらず、税金額百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨て)について一日四銭以内において条例の定める割合をもつて計算した額によるものとする。

6 第四項に規定する仮課税標準額又は仮本税額に基いて課した事業税又は事業税附加税については、当該事業税又は事業税附加税について、当該事業税又は事業税附加税に就いて滞納処分を行う場合において、前項の規定による課税標準額又は本税額の決定があるまでは、公売をすることができない。

9 税理士法(昭和二十六年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。
附則第二十九項中「昭和二十六年」を「昭和二十六年及び昭和二十七年」に改める。

7 第五項の場合において、関係道府県又は関係市町村は、仮課税標準額又は仮本税額に基いて徴収した事業税額又は事業税附加税額が課税標準額又は本税額に基いて課

すべき事業税額又は事業税附加税額に満たないときは、その不足額を追徴し、仮課税標準額又は仮本税額に基いて徴収した事業税額又は事業税附加税額又は本税額に基いて課すべき事業税額又は事業税附加税額をこえるときは、その超過額を地方税法第十八條の規定の例による還付加算金を附して還付しなければならない。

一、岡山東連島町に自治警察廃止に伴う地区署設置等の請願(第一一四号)

一、宿泊料に対する遊興飲食税減免の陳情(第四九〇号)(第五二二号)(第五五〇号)

一、特別区の組織および運営に関する陳情(第五一〇号)

第二〇九一号 昭和二十七年三月六日受理

特別区の組織および運営に関する請願

請願者 東京都大田区議会議長 落合銆行外三名

紹介議員 寺尾 豊君

昨秋地方行政調査委員会議の第二次勧告が行われ、特別区の在り方が示されたが、その組織および運営に関する構想は、現状をさらに改悪するものであつて、特別区の事務を圧縮し、課税権をはく奪する等、実質的に特別区を行政区に転落させるものであつて、断じて承服できないから、伝えられる地方制度改正に当つては、特別区の組織および運営について万全の措置を講ぜられたいとの請願。

第一一一四号 昭和二十七年三月七日受理

岡山東連島町に自治警察廃止に伴う地区署設置等の請願

請願者 岡山東浅口郡連島町長 大野和一

紹介議員 加藤 武徳君

昭和二十六年六月十二日附法律第二百三十三号による警察法の一部改正に伴い住民投票の結果、岡山東連島町自治警察を廃止することに決定し、四月一日より警察維持に関する責任が国家へ転ずるが、この自治警察の廃止に伴い

地区署の新設およびこれが認可の場合、同施設の経費等を全額国庫負担とする措置をとられたいとの請願。

第四九〇号 昭和二十七年三月一日受理

宿泊料に対する遊興飲食税減免の陳情

陳情者 栃木県上都賀郡西大芦村 古峯原観光協会員 古沢 伝七

現行遊興飲食税は、わが国観光事業の進展をいぢるしく阻害しているから、外国人観光客に対してはこれを免除するとともに一般旅客の室代に対してはこれを減免せられたいとの陳情。

第五二二号 昭和二十七年三月五日受理

宿泊料に対する遊興飲食税減免の陳情

陳情者 山形県庁知事室文書課内 山形県観光協会員 加藤 富之助

この陳情の趣旨は、第四九〇号と同じである。

第五五〇号 昭和二十七年三月七日受理

宿泊料に対する遊興飲食税減免の陳情(二通)

陳情者 大分市荷揚町一大分県観光協会内 岩崎貢外一名

この陳情の趣旨は、第四九〇号と同じである。

第五一〇号 昭和二十七年三月四日受理

特別区の組織および運営に関する陳情

陳情者 東京都豊島区議会議長 森川重吉

昨秋地方行政調査委員会議の第二次勧告が行われ、特別区の在り方を示され

たが、その組織および運営に関する構想は、現状をさらに改悪するものであつて、特別区の事務を圧縮し課税権をはく奪する等、実質的に特別区を行政区に転落させるものであつて、断じて承服できないから、伝えられる地方制度改正に当つては、特別区の組織および運営について万全の措置を講ぜられたいとの陳情。

昭和二十七年三月二十六日印刷

昭和二十七年三月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷庁